

重点対策地域の自治会・町内会への初期消火器具設置の御説明について（依頼）

1 趣旨

消防局では、令和7年3月に改訂された「横浜市地震防災戦略」に基づき令和11年までに重点対策地域の自治会・町内会に初期消火器具の設置100%を目標に推進しています。

西区内の重点対策地域の自治会・町内会の初期消火器具設置状況は、39自治会町内会中22件が設置されており、設置率は56%となっています。

西消防署では令和8年度も引き続き、初期消火器具未設置の自治会町内会への設置勧奨を強力に推進していくこととしています。

そこで、次年度の予算や計画の策定の時期に合わせ、事前に地区連合定例会、単位町内会へ出向き御説明、御相談を実施させていただくものです。

2 依頼内容

- (1) 区連会後、2月の第2地区連合町内会自治会、第3地区町内会自治会協議会、第4地区自治会連合会の役員会へ担当職員が出向し説明を実施します。
- (2) 定例会等に担当職員がご説明に伺うとともに、設置に向けた課題解決へご支援をいたします。

3 参考資料（横浜市地震防災戦略抜粋）

施策2 地震火災対策の推進

★初期消火器具の整備

自治会町内会を対象として、初期消火器具の整備支援や取扱訓練等を進め、地域の初期消火力向上を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、消火栓にホースを接続し放水する消火器具（スタンドパイプ）について、令和7～11年度における器具購入補助率を90%とし、整備や訓練の支援を加速します。



取扱訓練



スタンドパイプ式
初期消火器具

取組指標	スタンドパイプの ①重点対策地域設置率 ②取扱訓練延べ回数(市内全域)		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	63%	100%	100%
②	498回 (R5)	2,500回 (R7～R11)	4,500回 (R7～R15)